

長岡市持続可能な行財政のあり方に関する 有識者懇談会開催要領

(目的)

第1条 人口減少・高齢社会における持続可能な行財政のあり方を検討するに当たり、学識経験者等の意見を聴き、助言を得ることを目的として、長岡市持続可能な行財政のあり方に関する有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(任務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 持続可能な行財政のあり方に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、持続可能な行財政のあり方の検討に必要な事項

(構成)

第3条 懇談会は、市長が選任し、依頼する有識者で構成する。

(座長)

第4条 懇談会に座長を置く。

- 2 座長は、市長が有識者の中から選任し、依頼する。

(運営)

第5条 懇談会の進行は、座長が務める。

- 2 懇談会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 3 その他、懇談会の運営に必要な事項は、座長が定める。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、総務部行政管理課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。